

議席番号8番、府川輝夫。

件名、「足柄上地区ごみ処理広域化をどう考えるか」。

令和5年4月に、これまでの「あしがら上地区資源循環型処理施設整備調整会議」から「足柄上地区ごみ処理広域化協議会」へと組織を移行し、南足柄市と足柄上郡5町によるごみ処理広域化事業が推進されている。町では、令和5年2月の町議会全員協議会において、「足柄上地区新可燃ごみ処理施設整備事業の進捗状況について」説明し、令和5年度の岸地区自治会長会議をはじめ、各地区の連合自治会長会議において、事業化の概要や町の考え方及び意見交換などを実施している。

令和5年11月15日に開かれた岸地区の住民説明会においては、搬入による交通面を含め、多くの住民から心配や建設反対の意見などが出されていた。今後は、町の合意形成を経て、足柄上地区ごみ処理広域化協議会において、さらに事業を推進されると思うが、足柄上地区ごみ処理広域化について町長のお考えを伺う。

1つ目としましては、現在の事業推進状況と今後のスケジュールは。

2つ目です。広域化による効果や新たな取組は。

3つ目として、住民説明会等で出された意見は。

4つ目、他の市町からの搬入ルートへの安全対策は。

5つ目、広域化に係る町の合意形成はどのように行うのか。

以上です。

議 長 答弁願います。

町長。

町 長 それでは、府川輝夫議員から「足柄上地区ごみ処理広域化をどう考えるか」についての御質問をいただきました。

初めに、1点目の御質問の「現在の事業推進状況と今後のスケジュールは」についてでございますが、足柄上地区ごみ処理の広域化の経緯といたしましては、平成25年4月に「あしがら上地区資源循環型処理施設整備調整会議」を設置し、足柄上地区1市5町のごみ処理広域化の検討を再スタートいたしました。

直近の主な動向といたしましては、令和3年度にごみ処理広域化に向けた

基本的な考え方を定めた「足柄上地区ごみ処理広域化に向けた基本方針」を策定し、令和4年度には、「足柄上地区新可燃ごみ処理施設処理方法等検討委員会」を設置し、新可燃ごみ処理施設の整備に係る方向性を検討してまいりました。

令和5年4月からは、これまでの枠組みである調整会議から、「足柄上地区ごみ処理広域化協議会」に組織を移行し、施設整備に係る各種調査計画事業の執行や広域化に係る具体的な課題検討を行っております。

なお、令和11年度中の施設完成を目指して、今後も各種調査計画事業を行い、施設の整備、運営事業の発注に向けた事前準備を進めるほか、可燃ごみ施設を集約した後の跡地活用、不燃・資源ごみの取扱いなどについても検討していくとともに、広域化事業に御理解をいただくため、引き続き説明会等を行ってまいります。

次に、2点目の御質問の「広域化による効果や新たな取組は」についてでございますが、広域化により期待される効果につきましては、一定規模以上のごみ処理施設で24時間安定的にごみを燃焼させることで、ダイオキシン類を削減するなど環境対策に優れた施設になることや、資源ごみを一定量以上安定的にリサイクル処理することで、3Rの推進やごみの減量化、資源化が図られるものと期待しております。

さらに、建築費等のスケールメリットや施設運営、維持管理費等のコスト削減も見込めると試算しております。

また、新たな取組についてですが、新可燃ごみ処理施設では、脱炭素の環境面やエネルギー回収等による費用面での効果を勘案するとともに、余熱を利用することも検討しております。

次に、3点目の御質問の「住民説明会等で出された意見は」についてでございますが、本町は建設予定地に隣接することから、これまでに岸地区自治会長会議や連合自治会長会議などにおきましても、情報提供や意見交換をさせていただくとともに、令和5年11月15日には岸地区の第1回目の住民説明会を開催し、多くの御意見をいただきました。

そこでの主な御意見といたしましては、建設予定地が住宅地に近過ぎることなどが挙げられました。また、交通に関することや、さらには生活環境に

関することなどもあり、全体の雰囲気といたしましては、大変厳しい御意見や御心配の声をいただいたと認識しております。第2回目となる2月21日の住民説明会では、ごみ処理広域化事業に対する町の考えは前に進めることであり、懸念することとしては、その解決に取り組んでいくと説明させていただきました。今後も新可燃ごみ処理施設の建設に関する、より具体的な説明や意見交換をしていくことの御理解をいただいたところです。

住民説明会での御意見等については、ごみ処理広域化協議会事務局や1市4町へ速やかに情報を提供し、共通の課題として認識するとともに、その解決に向けた対策等についてしっかりと検討してまいります。

次に、4点目の御質問の「他の市町からの搬入ルートへの安全対策案は」についてであります。広域化により新可燃ごみ処理施設へのごみ収集車等の搬入車両台数の増加が想定されるため、搬入ルートにおける安全対策は必須と考えております。一般的に搬入車両台数の増加に対しましては、「特定の時間に集中しないよう、施設への搬入時間を分散させる」ことや「搬入待ちとならないよう、待機駐車場を確保する」といった対策が考えられますが、具体的な対策については、今後搬入ルートも含め、地元からの御意見・要望等を踏まえながら検討してまいります。

次に、5点目の御質問の「広域化に係る町の合意形成はどのように行うか」についてであります。ごみ処理広域化事業につきましては、広域化のスケールメリットを生かし、足柄地区における一般廃棄物を適正処理するために、1市5町の執行者による会議をはじめ、副執行者及び課長それぞれの会議等の中で十分な協議を重ねながら進めているところです。引き続き情報提供や意見交換等を行うとともに、町とごみ処理広域化事務局とが連携して、住民説明会をはじめ、施設見学等を開催するなど、本事業への協力について理解を求めていきたいと考えております。

また、ごみ処理広域化協議会で決定された内容は、各市町議会や一部事務組合議会にも御説明をさせていただき、最終的には議会における議決が必要であると考えております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 南足柄市の今までの焼却施設の計画や進め方、あるいは場所の選定、そし

て山北町岸地区も含めた住民への対応等大きな疑問や不信感を持つが、将来における財政問題は、人口減少とごみの問題と社会環境を取り巻く状況を考えますと、現在の開成町による西部清掃組合の独自運営については、考え直す必要があるのではないかなというふうに考えております。この広域のごみ処理については前に進むべきと考えて、再質問をさせていただきます。

初めに、ごみの広域化実施計画は、多分平成10年3月の県ごみ処理広域化計画を受けて、ここの地区のブロックというと、南足柄と上郡5町の1市5町が現在一つのグループになって広域化ということに議論されておるんですけれども、この状況になったことは、県からの指導によってごみの広域化を進めてきたのか、あるいはどこかが中心になって進めてきたのか、この辺について、まずお聞きします。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 ごみの広域化でございます。議員の御指摘のとおり、まず国のほう、平成9年のほうに、ダイオキシン類の対策について、ごみ処理施設の広域化ということが都道府県宛に国から、要はそういう指導、通知がございました。

また、それを受けた中で、神奈川県はごみ処理広域化計画を平成10年3月に策定をしております。これに基づいた中で、山北町は県西ブロックということで位置づけて、広域化を検討するというのが過去の経緯でございます。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 この答弁書の中にも何回かスケールメリットという話が出ております。ごみ処理の広域ブロックで、令和2年9月の人口規模ですけれども、一番大きいのが、一番大きいというのは川崎、横浜、相模原は既に広域の事業者ですので、これら三つを除いた中で一番大きいのは湘南東ブロック、いわゆる藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、ここの人口がおよそ23万人いるんですね。人口規模が一番小さいのが我々、広域をしようとしている南足柄市と足柄上郡、これがおおよそ10万6,000人。当初は多分、小田原市、足柄下郡、そして南足柄市、上郡の2市8町、これなら小さいながらもある程度のスケールメリットが出る規模じゃないかなというふうに多分予測されたんじゃないかなと、私もそう思うんですね。それを合わせると、おおむね当時の人口で33万人、今若干減っているかもしれませんが。それと先ほど言った藤沢、茅ヶ崎、

寒川、73万人。73万人とはいかなくても、30万人とか40万人の規模であれば、スケールメリットが出るというふうに思います。

ですから、本来であれば、2市8町でやってくるべきだというふうに思っています。これからはもう皆さん御承知のとおり、人口はだんだん減っていくわけですね。例えば、この間、去年ですか、国立社会保障・人口問題研究所が令和2年度の基準で5年に推移した状況を見ますと、これが引用されるのが、例えば平成11年に建物ができるとすれば、おおむね12年から稼働するというのを想定すれば、令和2年度が、山北町の人口が9,700人、令和12年、運用当初多分8,000人、そしてその後、運用されておおむね20年後、2050年には4,700人、そして1市5町は、取りあえず現在は10万6,000人ぐらい。そして令和12年、稼働時は9万8,000人、そして運用後20年後は7万7,000人。広域と言いながらも、この規模の中でスケールメリットが果たしてどれだけ出るのかという不安があるわけですけど、なぜ2市8町の選択をしないで、1市5町の選択となったのか、この辺の経緯等が分かれば、説明いただきたいと思います。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 1市5町になった経緯でございますけれども、先ほど国の資料の下、県の計画の中で分けられましたというお話をさせていただきましたが、それより以前に、平成6年3月でございますけれども、1市5町における廃棄物処理に関する緊急時相互援助協定というのを締結してございます。要は、国の指導がある前に、1市5町で連携してごみを緊急時のところをやっていきたいと思いますという、そういった背景がまずございます。

そうした中で、平成9年、先ほどの国のほうの指示の中では、県西地域、市町村圏協議会環境衛生分科会、これは2市8町でございます。それと足柄上地区広域行政協議会、これは1市5町で、この二つにおいて、一応検討してきたというふうに聞いてございます。

なお、平成12年に実施しております県西ブロックごみ処理広域化実現可能性調査、また専門部会等の調査報告の中で、既存の組織の耐用年数、それから各市町の位置関係、収集運搬コスト、要はそのエリアにどこに置くかによってやはり収集コスト、こういったものもある。いろんなそういった総合的

な判断をさせていただいた中で、平成13年度でございますけれども、足柄上地区を先行して進めていこうということで、平成14年3月にこの協定を結びまして、平成14年度から足柄上地区資源循環型処理施設整備準備室、今の前身になりますけど、こちらを設置してスタートしたという経緯でございます。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 経過はよく分かりました。今さらのように、1市8町でやっていけばよかったと、これ以上言っても仕方ありませんけれども、本来であればスケールメリット、あるいは県西も同じような問題を抱えている。それを一緒にやっていくべきだった。遅いぐらいならというのが私の思いで、まずはその辺の経過からちょっと説明を受けたいなというふうに思っておりました。

そして、御承知のように、南足柄市の内山地区、あの地区は左側が岩流瀬橋があつて、内川があつて、そして南側は結構高い崖というか斜面があつて、いろんなことがちょっと心配されるんですけども、ごみ処理広域化事業の建設予定地の災害時等を含めた安全性等が確保されて、ここにしましようということになったのかどうか、その辺をちょっと説明願いたいと思います。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 候補地の選定のほうにつきましては、選定の基準の中でやってございますけれども、先ほどの災害時の安全対策のところでございますけれども、御指摘のとおり、防災ハザードマップには土砂災害警戒区域、これは急傾斜地の崩壊ということでございますけれども、それと浸水想定区域、これが3メートルから5メートル未満となっております。それから家屋倒壊等氾濫監視想定区域、氾濫流のおそれがあるということでございます。

また、富士山ハザードマップ、こちらについては火山災害警戒区域ということで、溶岩流が7日間で到達する可能性のあるエリアへ該当しているということでございますが、対策としましては、今現在、盛土ですとか、あとは浸水してしまわないようにプラットフォームの位置を上げていこうというような考え方で整理をしております。

また、河川管理者であります神奈川県とも連携しながら、必要な措置を講じていくという考え方で今進めているところでございます。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 安全対策に問題はないとは言い切れないかもしれないけども、そういった対策をしているということですよ。そして、広域化によって想定されている新可燃ごみの処理施設の処理能力はどういうふうに算定されて、また、焼却場が災害ということではなくて、この地域、地震か何かで災害が起こったときに、もっと多くのごみが持ち込まれるのではないかなと思うんですけども、その辺の対策はどのように考えているのでしょうか。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 まず処理能力の選定根拠でございますけれども、以前、和田議員からも御質問があった答弁と同じでございますけれども、まず、今、令和3年実績としまして、約年間ですけど2万5,000トンのごみがございます。国のほうからは、1人当たりのごみの排出量を令和7年度までに総排出量日量850グラム、家庭系につきましては440グラムということで、こういうふうにごみを減量しなさいということで来ております、目標が掲げられています。

令和7年度に向けて、ごみの減量化、資源化をやっていくということの考え方で、令和11年度施設が完成するまでに、令和3年度実績の約15%を下げていくということで、国の掲げている目標にも達成できるというような考え方で、年間約2万1,500トンでございます。この総量に対しまして、焼却施設の一般的な計算式でございますけど、これに当てはめると、焼却施設の稼働日数が280日というのが一般的だということで、あと調整稼働域というのがございまして、点検とか修繕等で止まる日数というのを、係数としまして0.96という数字がございます。これで割り返しますと、1日必要となるごみ処理施設の規模が約日量80トンということでございますので、80トンというところで、規模としては想定してございます。

それから、先ほどの災害に対するということで、震災におけます災害廃棄物をいくつか想定してございますが、その中で発生の切迫性が高い県西部地震を想定した場合に、災害廃棄物の可燃物の想定が1万700トン想定してございます。

この1万700トンでございますけれども、先ほどの年間稼働率を280日にプラス30日加えることで、2万4,800トンの処理ができるということですので、この計算式に当てはめると、災害廃棄物は3年で通常ごみと合わせて稼働

日数を増やすことで対応できるだろうというような形で積算しているところ  
でございます。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 今、担当課長が答えていただいた積算、これは担当課長としては、ある程  
度、ある程度って失礼、専門なら、部署からすればこれは妥当性がある、そ  
のように感じますか。それとも、いや、本当はこうがいいんだろうなという  
ふうには感じますか。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 この数字でございますけれども、先ほどの280日という稼働日数とか、これ  
はガイドラインに基づくものでございますので、まずはそういったところは  
当てはめていくと、この数字になっていく。

ただ、今このガイドラインについても、282日よりも増やすというような考  
え方も国のほうで持っているようなことも聞いてございますので、こういった  
ところの中では、プラス30日ということも可能であるのかなというところで、  
この数字については妥当であるというふうに私個人的には感じております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 南足柄市の40年以上稼働している現在の償却の施設は、1日ではなくて16  
時間、フルに24時間じゃなくて日に73トン処理ができるよ。今度こっちで80  
トン処理ができるよ。人口の減少も当然あるんでしょうけども、ちょっとあ  
んまり言いたくないんですけども、何か南足柄市の規模でありきで造ってき  
た。なかなか人口減少もあるから1市5町でそれで何かうまくいけるんじ  
ゃないかなんていうのをちょっと勘ぐってしまったんですけども、そういう  
ことじゃなくて適正な数値ということによろしいんですね。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 今現在、西部清掃組合、開成町と山北町でやってる清掃組合は50トン、日  
量50トンとなっております。東部につきましても、南足柄につきましても、それ  
より大きな規模の焼却施設となってございます。これが三つを一つにしてい  
くことで24時間稼働、これは24時間稼働によりまして、要は償却を立ち上げ  
るときとかそういったときに一番やっぱり出やすいのがO<sub>2</sub>といますか、  
ガスが出て発生してきますので、これを24時間やることによって、その発生

率も抑えられたりとか、大きな焼却施設の中で安定的にごみを燃やしていくということが、やはりダイオキシンの削減等にもつながっていくという考え方でございますので、そういった意味では、1市5町で80トン規模の焼却施設というのは、妥当だというふうには思っております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 この施設は、要するに対象物は可燃ごみということなんですけども、可燃ごみ以外のごみについては、今山北町と開成町でやっている処理は可燃ごみだけじゃないよということも前提として、可燃ごみ以外の処理はどのように考えているんでしょうか。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 今西部清掃では可燃ごみ以外に不燃ごみをやってございます。今現在、1市5町では可燃ごみ処理施設を先行して検討してございます。それ以外に、先ほど言いました不燃ごみがございます。また別には資源ごみというのが、ペット、プラとかそういったごみはございます。今現在こうしたごみについて、どこまで広域化でやっていくのかとか、こういったところの検討を今しているところでございますので、この辺の方向性が出ましたら、またお伝えしたいと思うんですけども、今現時点でこういう形だということまでちょっと御説明できる段階ではございませんので、また改めまして、そこは御説明させていただければと思います。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 実際、令和6年度いろんな調査、今も調査してますけども、そうしないと次の課題、あるいは数値に置き換わらないだろうなというところは分かるんですけども、なかなかどうなるのかなというのが出てないもんで、町民としても議員としても、ちょっとその辺が不安材料がいくつかあるなど。

あわせて、可燃ごみの最終処分、焼却残渣はどうするのかという考え方はどうなんでしょうか。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 前回の全員協議会でも少し資料で御説明をさせていただいてございますけれども、まず新しい施設につきましては、できるだけごみの減量化・資源化をやっていきたいという考え方を持っております。そういった意味では、

焼却灰もできる限り埋立てはせず、民間委託による資源化を目指していきたいというふうに考えてございます。

ただ、やはり全量資源化ができるかというところもでございます。そういった意味では、埋立て処理も一応視野に入れながら、今現在検討をさせていただいてございます。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 いくつか質問したいことは、細かいことを聞きたいなという思いはあったんですけども、今の説明で、調査、これから検討するよという事項が多分多いんでしょうから、多分建設費用、あとランニングコスト、そして利用料等もまだ回答を得られないのかなと思うんですけども、それはどうなんだろうかね。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 前回の全協と同じように、今現在いろいろそういったところを精査をさせていただいてございますので、精査の概算の部分というところは、少し我々も検討資料として聞いてはございますけれども、まだまだ少し精査が必要だということの中では、しっかりと情報、数値を固まったもので御説明をしたいというふうに考えてございますので、今ここで概算の数字どうかということで、私が御説明させていただいて誤解を招くようなことがあってはいけませんので、そのような形で一応やっていければというふうに考えてます。

また、全てが市町の、要はお支払いではなくて、当然国の交付金であったり県の補助金等を使いながらやっていきたいという考え方で進めてございますので、お願いします。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 その辺は、次の一般質問に控えさせていただいて。全協ではちょっと説明があったんですけども、広域化運営主体、これはどのようにするのか。本会議ですので、改めてお聞きしたいと思います。

聞く意味というのが、例えば小田原市消防は広域化だと言っているけども、運営自体は小田原市がしている。山北の一議員が発言力ないんですね。そんなことを含めて、広域ごみ焼却場はどんなふうな運営体制に、今まだ確定したのか、運営体制にするのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思いま

す。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 こちらのほうも、さきの全員協議会で御説明したところからまだ進展とい  
いますか、してはございませんので、事業主体につきましては、一部事務組  
合でやっていきましょうということで、今考えられているのが足柄衛生組合、  
こちらのほうを事務範囲を拡大するという形の方向で、一応確認をさせてい  
ただいております。

また、この件に関しましては、令和5年12月15日付でございますけども、  
事務分掌で足柄上地区のごみ処理広域化協議会、これは南足柄市長でござい  
ますけど、そこから足柄上衛生組合、今松田の町長がやっておりますけど、  
そこに対しまして、どう組合が、衛生組合がごみ処理を担うことについての  
協議・検討を文書をもって、一応依頼したというところが今現在の状況でござ  
います。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 さらに、この質問は当然今答えられないし、方向性も決まってないんでし  
ょうけども、既存の南足柄市清掃工場、あるいは我々が加盟している西部清  
掃組合、東部清掃組合等、この解体、仮にというか広域をつくって、そして  
それぞれが不要になるよといったときはどうするのか、あるいは費用だとか、  
現在どの程度議論がされているのか。その辺も含めて説明願いたいと思いま  
す。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 既存施設の解体についてでございますけれども、今現在お話をさせていた  
だけるところは、既存施設を使用していた市または組合の構成町がそれぞれ  
負担する考え方で、一応整理をさせていただいているという状況でございま  
す。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 そうすると、南足柄市清掃工場も南足柄市が責任を持って解体なり、撤去  
するという考え方でよろしいでしょうか。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 今おっしゃったように、現時点では、考え方の整理としては、そういう考

え方で整理をさせていただいているところでございます。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 いよいよ岸地区の説明会の部分にちょっと移っていきたいと思うんですけども、多くの住民の岸の参加してくれた方、30人ぐらい多分町民の方が出席されて、いろんな意見が活発に出て、それぞれ言われてることがなるほどなというふうに感じて、先ほどの答弁の中にも、いくつか反対を含めて厳しい意見をいただいたということでしたけれども、まず一番やっぱり心配なのが、収集ルートというか搬送する道、これの安全確保。現在も南足柄市清掃組合の車は大口橋から岩流瀬橋の県道、ちょうど斑目のところをもうほぼ100%近くあそこを使って入ってくるようなことで、これはもうずっと以前から岸地区の課題であり、安全対策をしっかり講じてくれというようなことを含めて、継続的に意見が出ていました。

広域化に伴って、今度はそっちの大口橋から岩流瀬橋に来る、そして想定されるのが、246の宮地の信号から岩流瀬橋のほうに来る。特に宮地から岩流瀬橋のところは、皆さんもよく御存じのとおり、特に南原地区、県道の74号線のS字、これは町長もちろん十数年前、もっと前から地域の県道の改善の拡幅の第一要望だということ。しかしながら、今も現実には進んでいません。

それとあと意外と怖いのが八幡神社の下ですよ。特に小学校、あるいは中学校に行く子どもたちが通って、八幡神社のちょうど下あたりがS字になっていて、いつもひやっとするような事案が。死亡というようなことはあの地域ではまだ起きてませんが、車が反対になっちゃったり、いろんな事案が生じて、非常に怖い。

そんなことを、例えばこれから1市5町で広域で運ばれるものも安全で運ばれてくるよと、そういうことを考えると、1市5町がみんなで声を上げて、当然議会も住民も声を上げて、開成町の議員の方にもみんな一緒に、もちろん開成の町長にもみんなが一番危険なところを拡幅していこうよというような運動、そういうふうな拡幅をしないと安全に運ばれないんだよというような動きをすべきだと思いますけども。今まではずっと担当課長のお答えだったので、町長どうですかね。

議 長 町長。

町長 南原の拡幅については、県西土木のほうで行うというところは、かなり前から聞いておりますけども、いつ行うかについては、なかなか明確な答えが得られませんでしたが、当然こういったようなごみの広域化計画の進捗状況について考えれば、当然、そのことはさらに明確な要望をしていかなければいけないというふうに認識しております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 それとあと、例えば山高から松田町との246がもしやのときに、例えばそういうところの道路も、条件闘争じゃないんですけれども、併せてそういったことまで含めて1市5町、特に松田と協力しながら、何かあった場合に、例えば山高のところから松原線、そして茱萸ノ木のところに入って、大口のほうに行って、それから岩流瀬に行くようなことも一つ確保していくようなことも必要なのかな。この際そんな運動もしたらどうかなと思うんですけど、町長どうなんでしょうか。

議 長 町長。

町長 当初、私のほうで搬入路については、少なくとも246から山高のところというのは、一つの何か災害時の代替案だというふうに思いますけど、そうでなくて、県道の721号線ですか、そこを渡って大口から右へ曲がるのはどうしても勘弁してほしいと。ものすごい混んじゃって、今でも右折するトラックがあると、何台か後ろに詰まっちゃってる状態ですから、少なくとも三菱ガスさんのところを右折するようなものは、山北で収集した収集車はしょうがないにしても、ほかの、他町からの分はぜひ考えないでいただきたいというふうに強く言ってますんで、おそらくそういうルートから考えると、山高あたりから行くルートに関しては、本当に非常事態のときぐらいしか、今のところ想定はしておりません。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 山高のところからというのと、ちょっと理屈づけが厳しいかな。しかしながら宮地・大口から岩流瀬に入ってくる、この安全を確保しよう。行き違いが大型ができないようなところは、なるべく早くみんなで声を出して、一体となってやっていきましょう。これ、改めて、町長やりましょうよ。いかがですか。

議 長 町長。  
町 長 それは当然だろうというふうに思ってます。前からずっとその件に関しては、大型車が別にごみの問題じゃなくて、もともとはアサヒビールさんがあったときから危険である、すれ違えないということで要望いただいて、そして県のほうにもお伝えして、それはやりましょうということで、やるという返事はいただいているんですけど、具体的なスケジュールについて答えはいただけてないということで。一度かなり前では、金太郎ラインのところが終わればというようなことは言っていましたけれども、それも今になってみれば、まだ実現しておりませんので、それは強く要望していきたいというふうに思っております。

議 長 府川輝夫議員。  
8 番 府 川 合意形成のことについて、ちょっと質問をさせていただきます。  
答弁書の中では、最終的には議会における議決が必要であると考えています。山北の立場でいくと西部清掃組合、これをどうするのか。前後しますけれども、最終的に決めなくちゃいけない。

本来であれば、二つの町の議会議員3人ずついるんですかね。それと会長、組合長、その中で決める話なんでしょうけども、でも物事が大きくて、町からも多分相当な、1年間、今3億数千万円、歳入歳出でかかっている。その費用の負担金も二つの町から結構出ていく。そんなことも考えると、西部清掃組合だけの議会じゃなくて、それぞれの町の議会で決まったことをそこに反映していこうというようなそういうお考えということでよろしいんでしょうか。

議 長 町長。  
町 長 当然、そういう考えになるというふうに認識しております。  
議 長 府川輝夫議員。  
8 番 府 川 そうしますと、前後しますけれども、南足柄市の内山地区に新たに広域のごみ処理場を造るよと、可燃ごみの施設を造るよという決定も同じようにそれぞれの1市5町の議会の賛否というか議決を得て、それを反映させる。そして、今度一部事務組合、何でしたか、あれ。足柄上衛生に移行するときも、それぞれの1市5町と議会を受けてやっていくと。細かいことは別としまし

て、そんな考え方でよろしいでしょうか。

議 長 町長。

町 長 私はそういうふうに考えております。少なくとも上衛生なんかは2人しか、議長と委員長しか入っておりませんので、これだけ大きな問題を2人が決断するというのは、私はまずいんではないかということをおっしゃっておりますので、基本的には各議会で決めたことを執行していただくというふうになるというふうに思っております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 もちろん足柄上衛生、今言われたように、議長と今だと福祉の委員長が出てますけども、例えばこれが広域化のごみの問題も、そこで処理というか担当するよということになったときに、首長、そして例えば議長、今山北で言いますと2人の常任委員会の委員長とか、構成をもっと拡大したり、慎重審議をしなくてはいけない重要な場合がありますので、そういったことは町長が今、1市5町の代表者に答えられる話ではないかもしれませんが、町長の考え方をお聞かせください。

議 長 町長。

町 長 私も上衛生の中で申し上げたことは、要するに担当委員長が入ってない、福祉教育が入っちゃってる、それはおかしいだろうと。ですから、担当委員長が増えるべきだということで、少なくとも今の2人体制から3人体制にしなければ、やはりスムーズな運営はできないだろうというふうに申し上げてありますんで、それが実行できるかどうかは、また上衛生の議会の中のことだというふうに感じております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 これは我々議会、山北の議会もよその議会も一体となって、今町長が、しっかりとした体制をつくるためには、例えば山北で行くと福祉教育の委員長だけじゃなくて、例えば総務環境の委員長とか、いずれにしてもしっかりとした規模の議会体にしてやっていくというのは、町長も発言していただきたいし、私たちが発言をしていきたいと思っております。ぜひそのようにしていただきたいと思っておりますけど。繰り返しですが、よろしいでしょうかね、そういう考えで。

議 長 町長。

町 長 ほかの町の組合さんがどういうふうになっているか、私もよく分かりませんが、うちの議会に関しては、少なくともごみのことを担当している委員会は総務環境委員会委員長ということになりますので、その委員長が入っていない中で議決を求めるのは不適切だというふうに発言しておりますので、それをどういうふうに取り扱うかはこれからの課題だというふうに思っております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 岸地区の説明会、先ほども説明がありました令和5年の11月の15日と、つい先日の2月の21日、丁寧に2回、意見交換を進捗も含めて、今こんなことやってますよということと、広域の必要性、西部清掃の課題を含めて説明をさせていただいて、私自身はそのとおりだと。特に11月の15日の資料は、課題から今後の方向性まで、当然細かいところは、先ほどの質問と同じように検討事項ということありますけれども、一議員として町民として非常に説明内容、理にかなったもの、合理的なものだなというふうには感心しておりました。

しかしながら、その説明会、2回の説明会に、同じような人がほとんど出てくれたんですけども、さっき言った30名程度はいたと思いますけども、広域化の件については、岸地区の連合自治会、あるいは自治会等の役員経験者は、平成27年の10月の内山地区自治会役員への説明後、すぐに同年27年の10月29日に山北町より初めての説明があり、その後、令和4年10月5日の南足柄清掃工場の4者協議会で説明を受けて、令和5年11月15日、先ほど言いました今年の2月21日の説明会を聞き、情報は、結構皆さん深掘りされて、いろんな意見が出たところだというふうに認識しています。

1市5町の総意と合理的理由によって焼却場の場所を選定するなど、本来であれば、白紙状態から上郡のどこが本当の適切なのか、もう岸の住民はあそこありきでというようなことで、非常に繰り返しますけども、ちょっと不審な気持ちである。全てにおいて南足柄市の都合と指導で内山地区での建設ありきで進めてきた。そんな思いが私たちというか、岸の特に住民は強く不満と不快感を意見交換でも多くの方の御発言がありました。

ごみの焼却処理広域化事業に山北町が2回の説明を受けてやっていくのか、いや、まだいろんな反対意見があるからどうするのか、町長が明確に答えていただけなかった方向感の、町長の考え方を示されなかったというふうに、参加されてる人の多くがそれはちょっと不安に思ってるんですね。

改めて、町長5年のこれからいろんな課題はあるけども、岸の説明もさらにしていくけども、やっていくのか、いや、もう少し検討しましょうと、検討というか相当時間をかけていくでしょうけども、やる方向で推進者の立場にいるのか、推進していききたいのか、その辺の気持ちをお聞かせください。

議 長  
町 長

町長。

推進していききたいというのは、一番最初に1市5町で取り決めたときにも、私としては推進していききたい。私が今何を一番悩んでるかという、一番最初の和田議員のところにもありましたけども、ものすごく資材費が上がっているわけですよ。ですから、これを耐えられるかどうかというのが一番の私としては懸念材料ですね。正直言って、一説には145億、もう一方は190億というようなレートが建設業で若干出ております。実際に今の建築コスト等の上昇を見ると、最悪のことも考えていかなきゃいけない。そうすると、今検討協議会の資料では、多分145億が出てくると思います。145億で皆さんに仮に承諾してもらって、蓋を開けたらずるずる上がっていったというふうなことになるのだけは避けたいというふうに思っておりますんで、私もそこだけは推進はしたいけど、とにかく異常な値上がりの中でこれを決断していくというのは、議会の皆さんとやはりそのところは本当に納得するまで話し合いながらやらないと無理だなというふうに思っておりますんで、そのところは懸念材料として挙げさせていただきます。

議 長  
8 番 府 川

府川輝夫議員。

資材の高騰、見えない高騰が懸念材料だよと。最初想定した金額よりも、場合によっては200億までは行かないかもしれないけども行くよ。それを町民に負担させるのがというようなことかもしれません。

しかしながら、町長がやりましょうよと、それで行かないと課題整理が、これからいろんな整理ができていかないと思うんですよ。その時点でもう一度金額的なものを含めて精査してもいいんじゃないでしょうか。

ですから、今岸の町民を含めて町民にやるのかやらないのか分かんないということではなくて、懸念材料もあるよ、課題解決あるよ、だけどまずやりましょう、それで事業を進める。その中であまりにもむちゃな金額、あまりにもむちゃな運営体制、体制というか、運営しなくちゃいけないなといったときに戻ってもいいんじゃないのかと。このごみ処理の問題というのは、さらに先延ばしにする課題ではないというふうに考えますけれども、町長どうでしょうか。

議  
町

長 町長。

長 おっしゃることはそのとおりだというふうに認識はできます。そういうような一つの事業体の中で全てが完結していくということであるなら、私は間違いなく賛成するというふうに思っています。

しかし、現実的にこれを進めていくとどういうことが起こるかという、基本的にはまず可燃ごみの問題が生じてます。それが皆さんに今を御説明してる問題です。そして、不燃と粗大を別のところでやるという計画案です。これにも、当然、皆さんにまた御承諾をしていただかなきゃいけない。そのほかに西部清掃を終結させるというものが入ってきます。この三つが全て一つの事業の中で執行される。一つでも狂ったら、我々としては違う選択肢が得られない。そのところを令和6年度中に決断しなければいけないというのが今の状況でございます。

ですから、府川議員のおっしゃるように、ここでやりましょうというのは、私はそこまで実際のところがまだ読めてませんので、今分かってるのは可燃ごみだけしか分かっておりません。あと二つの問題は、まだ少し時間をかけて精査していかないと、皆さんにお答えできない状況でありますので、それについては、1回決断したことを、やっぱりこういう問題があるからやめますよとやめた途端に、山北のごみはどこに行けばいいんだという話になりますので、そういうことを考えますと、やらなきゃいけないことは、もう99%そのつもりでおりますけれども、あまりにも財政的な問題、あるいは様々な問題がまだまだ控えておりますので、そういった意味では、万が一のことも考えながら頭の片隅でもし駄目だったらどういうふうにしようかというのを考えながらやっておりますので、その辺は御理解いただければというふうに思

っております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 先ほど、私可燃ごみ以外のものはどうするのかという質問をさせていただきました。まさに全体像が見えてないところが私自身もちょっと納得がいかないところではあります。

しかしながら、人口減少はこの勢いで1市5町、開成町はちょっと違うかもしれませんが、足柄上地区1市5町がこの勢いで人口減少が進んでいくと、さっき私が言ったように、今の半分とは言わないけれども、30%は20年後には少なくなる、そんな見込み、嫌な見込みがあるわけですね。財政力と人口減少等を考えると、やはり苦渋の判断かもしれないけども、早い判断が必要かというふうに思います。改めて、残り1分ですけども、町長のもっとこんなことを言いたかったよということも含めてどうぞ。

議 長 町長。

町 長 当初の計画にゴーサイン、行きましょうというふうに私の判断したときには、少なくとも西部清掃は延命して、令和15年か16年ぐらいまでは引っ張りたかった。その後、合流というスケジュールで、そのときの首長さんは大体その案でいいでしょうというふうに簡単に答えてくれましたけど、それが、南足柄さんの中では駄目だという中で、その選択肢が取れなくなってしまった。そうするとどういうふうなことが起こるかということですよ。

つまり一番早く、山北町がごみが持っていけなくなる、多分そうなると思います。令和7年、来年、再来年、もしかしたら今の決断をすることによって使えなくなる可能性はあります。そうすると令和11年まではごみをどこかに委託しなきゃいけない。そういったことも決して起こり得ないことではない。

つまり、いろんな想定が今できてしまってる。これを今府川議員のおっしゃるように決断してくれと簡単におっしゃいますけれども、私としては、まだこの段階でもう90%以上は行かなきゃいけないというのは理論的に分かってるんですけど、これをただ軽々しく、さあ皆さん行きましょうというふうなことはなかなか言えない。一番大きな原因はエコループです。あれだけの経済的な効果は多分あるだろうという中で、町民を巻き込んで二分して起き

たことです。

こういったことを考えると、私は最低限そういったことだけは避けていきたいというふうに考えておりますので、そういうようなお答えで勘弁していただければと思います。